

様式第3号（第7条関係）

パブリックコメント募集案件公表書
【案件名：つくば市教育大綱（案）】

令和元年(2019年)12月
つくば市総務部総務課

案件名	つくば市教育大綱（案）
募集期間	令和元年(2019年) 12月9日～令和2年(2020年) 1月6日
担当課	総務部総務課
問合せ	TEL 029-883-1111 (内線 6233)

■ 意見募集の趣旨

つくば市の教育政策の方向性を明確にし、教育の目標や施策の根本的な方針を定める「つくば市教育大綱（案）」を策定するに当たり、皆さんの意見を募集したいためパブリックコメント手続を行う。

■ 資料

- ・パブリックコメント募集案件概要書
- ・つくば市教育大綱（案）

■ 提出方法

- 直接持参
 - ・総務部総務課（コミュニティ棟2階）
 - ・各窓口センター
 - ・各地域交流センター

※施設閉庁日を除く。
 - 郵便

〒305-8555
つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市総務部総務課
 - ファクシミリ 029-868-7633
 - 電子メール gen021@city.tsukuba.lg.jp
 - ホームページの電子申請・届出サービス
- ※ 意見の提出については、別に定める「パブリックコメント意見提出様式」又はホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所（法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地）を明記の上、提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、つくば市教育大綱の最終決定を行います。
 - ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表します。個人情報等の取扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報（つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報をいいます。）については、公表しません。
 - ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。
- また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期 令和2年(2020年) 2月頃を予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、総務部総務課、
情報コーナー（庁舎1階）、
各窓口センター、各地域交流センター

「パブリックコメント資料」

つくば市 教育大綱(案)

一人ひとりが幸せな人生を送るために
令和2年(2020年)3月

[対象期間]

令和2年度(2020年度)から
令和6年度(2024年度)まで

はじめに

つくば市はこどもたちに、一人ひとりの個性が受容され幸せな人生を送りながら、持続可能な社会の実現に向けて行動できる力を獲得してほしいと願っています。このこどもたちに、保護者、地域、学校、行政が寄り添いながら、共に育っていきたいと思います。

近代公教育が始まってからおよそ 150 年がたち、その課題や矛盾が目立ち始めている今、教育には大きな方向性の転換が求められています。この度、つくば市の教育の根幹となる「つくば市教育大綱」を策定し、その転換を表明します。この教育大綱が変化の激しい社会で、教育の羅針盤となり、悩み迷った時にも立ち戻る拠り所になればと思います。

策定に当たっては、「総合教育会議」において教育委員とヴィジョンや価値観を共有しながら十数回の議論を重ね、日本を代表する各分野の教育関係者や、校長会、PTA 代表者などとの意見交換を行いました。さらに、市内外・国外も含めた学校現場の視察や、中高生とのタウンミーティングで直接対話を行い、こどもたちの現場に目を向け、声に耳を傾けました。

今後はこの教育大綱を基に具体的な教育の中身を定める「第 3 期つくば市教育プラン」の策定を行っていきます。皆さんと共に、新しいつくばの教育を通して「世界のあしたが見えるまち」へ進んでいくことを楽しみにしています。

令和 2 年(2020 年)3 月

つくば市長 五十嵐 立青



目 次

I	つくばの教育が目指すもの	1
II	つくばで目指す考え方の転換	2
III	つくばの教育の柱	3
IV	つくばでの「学び」の特徴	4
V	つくばが目指す「学び」の場	6
VI	つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと	7

つくば市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、市長が本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものです。



I つくばの教育が目指すもの

つくばの教育は、
一人ひとりが幸せな人生を送ることを最上位の目標とする。

-
- ① 一人ひとりが幸せな人生を送るために、各人の違いが受容されそれぞれが持っている多様で豊かな個性が花開く環境をつくる。
 - ② 地域全体がその環境において一人ひとりの「^{よき}生き生の実現能力⁽¹⁾」と、人と人がつながり、自主的に持続可能なより良い社会をつくるための「社会力⁽²⁾」を育てる。
-

(1) 善き生の実現能力とは、善き自己実現ができ、幸せな人生を送れる力のこと。

(2) 社会力とは、他者を積極的に理解し良い関係性をつくり、より良い社会をつくろうとする力のこと。



II つくばで目指す考え方の転換

近代公教育が抱えてきた問題や矛盾を踏まえ、
考え方の転換を目指す。

① 「教え」から「学び」へ
一斉・一方向教育から個別・双方向の学びへ

② 「管理」から「自己決定」へ
受動から能動へ

③ 「認知能力⁽³⁾偏重」から「非認知能力⁽⁴⁾の再認識」へ
知識偏重の教育から全人教育⁽⁵⁾へ

(3) 認知能力とは、「IQ（知能指数）」のように数値化できる能力のこと。

(4) 非認知能力とは、「やる気」、「最後までやり抜く気概」、「リーダーシップ力」、「協調性」などのような数値で測れない能力のこと。

(5) 全人教育とは、人間がもつ諸資質を、全面的かつ調和的に育成しようとする教育のこと。



III つくばの教育の柱

「問から始める学び」

知識の教え込みではなく、自己・他者・社会を探求する学びを目指す。

① 「自分自身は何者なのか」（自己を知る）

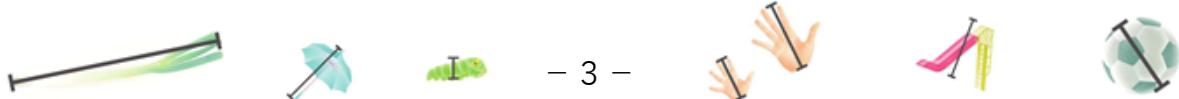
強み・弱み・得意・苦手・好きなこと・興味があること・成長したこと（他者と比較した評価ではない）、自分の将来ヴィジョン、持続可能な世界のために何ができるのか、などを聞いながら、自分自身の人生を幸福に生きる自由、つまり自己決定権（人生のオーナーシップ）を手に入れる。

② 「周りは何者なのか」（他者を知る）

どんな人物なのか、得意なことは、苦手なことは、すばらしいところは、などを聞いながら、多様な存在と関わり合い、他者の価値を認め、それぞれの強みを活かしながら協働する力を手に入れる。個性、性別、障害、国籍、宗教、文化などの全ての違いに目を向ける。

③ 「社会をどうやってつくるのか」（社会を知り働きかける）

自分はどんなまちに生きているのか、つくばにはどんな魅力があるのか、地球環境からどんな恩恵を受け生きているのか、など自己・他者・自然との関係性によってつくり出される環境と社会に目を向け、より良い社会をつくりていくために必要な学びの機会を得る。



IV つくばでの「学び」の特徴

近代公教育から転換し、
持続可能な社会を目指すための教育を着実に実行する。

① 一斉・一方向ではなく、個別・双方向の学び

一人ひとりの学びを大切にする。学校では、一斉・一方向授業ではなく、個別・双方向の学びや、学年の枠にとらわれない異年齢での取組を推進する。学習の進捗状況はもちろん、一人ひとりの個性や特徴、場面に応じて発生する障害や困難さ、母国語と異なる言葉での学習環境や経済状態などについても最大限に配慮し、社会全体でその環境に合った学びを実現する。評価は周囲との比較による点数ではなく、本人の成長に基づいて行う。

② 科学技術⁽⁶⁾や合理的精神を尊重する学び

つくばには科学技術に基づく多くの知的財産と、それを担う人材が集まっている。経験論や精神論を超えた未来を切り開いていく力を手に入れるために、つくばの多様な資源を活かした科学技術や合理的精神に基づいた学びを進める。

③ 批判的精神⁽⁷⁾を大切にする学び

物事を論理的に捉え、疑問を持ち、熟慮し、より良い思考へつなげる批判

(6) 科学技術とは、“自然科学”と“人文社会科学”を含めた「総合知としての科学技術」のこと。

(7) 批判的精神とは、目の前の表層的な事象や前提条件にとらわれず、客観的・多面的に分析し本質を問い合わせ続ける態度のこと。



「パブリックコメント資料」

的思考を獲得する学びを進める。建設的なコンフリクト（衝突・葛藤）を積極的に起こし、対話をしながら合意点を見つけ行動することを学ぶ。こどもも大人も自由で平等な関係の中で批判的思考をし、問い合わせを投げかける。

④ 実体験を大切にする学び

多様な文化と質の高い芸術、自然、蓄積された高度な科学技術など、つくばの恵まれた環境を活かし実物や実体験を通して学ぶことにより、対話的・協働的な学びの基礎をつくる。さらに、学びの中での試行錯誤を促すことで、子どもの好奇心を刺激し、こどもが持っている興味を拡げ、掘り下げ、創造性と革新性の獲得を目指す。

⑤ 遊びによる、非認知能力を高める学び

「遊び」の価値を再認識し、自然の中で、一人で、複数人で、異年齢グループで、など様々な形の遊びを経験することで、挑戦する、やり抜く、自分で考えて動く、責任を持つ、リードする、ルールを作る、ルールを変える、教える、一人ひとりがより楽しめるようにする、などの創造的学びを得られる機会をつくる。

⑥ 持続可能な社会への視座を獲得する学び

短期的な経済合理性や産業社会発展のための知識獲得・能力開発ではなく、地球環境や人口・格差・貧困など人類共通の課題に触れ、持続可能な社会とより良い世界をつくるために必要な感性や視点、技術に関する学びを進める。



V つくばが目指す「学び」の場

つくばが目指す学びを実現するために、
学びの場についても転換を進める。

① 学びたくなる場所

学ぶことは楽しいことだと体感し、子どもが通いたくなる学校、学びたくなる社会をつくる。日常生活の中で感じたことや疑問、いつもの遊びなどが「学び」につながり、この学びの種が次の学びへの意欲を引き出すことで、学びの循環が生まれる。

② こどもが自らつくる場所

大人は子どもの目線に立ち、子どもの発想を認め、大切にする。大人は子どもを管理するのではなく、主体的に問題に取り組むことを支援する。

③ 挑戦が称賛される場所

挑戦することは、リスクを負うこと、自分の知っていることと知らないことを明らかにすること、失敗しても回復し前進することを学ぶきっかけとなる。大人も積極的に挑戦し間違う（大人の無謬⁽⁸⁾性からの脱却）ことから考え学ぶ。挑戦や成功を目指しての失敗は周囲から称賛される。安心してリスクを取れる環境の中で挑戦と失敗を繰り返しながら、自ら変化を生み出す経験をすることで自己肯定感⁽⁹⁾を高めていく。

(8) 無謬とは、理論や判断に間違いのないこと。

(9) 自己肯定感とは、そのままの自分を認め受け入れ、自分を尊重し、自己価値を感じて自らの全存在を肯定する感覚のこと。



VI つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと

保護者・学校・地域・行政が協力し、
社会全体で子どもの育ちの場を支える。

① 問い続け、学び続ける教師への支援

教師の役割は教え込みを中心とするティーチングから、問い合わせ投げかけ主体性を引き出すコーチングへとシフトする。自分（教師）は学校を楽しんでいるか、子どもの学びを支援することを楽しんでいるか、子どもたちは学校や授業を楽しんでいるか、各人に合った学びができているか、子どもたちの成長のため一人ひとりが考える場をつくるにはどうすれば良いか、と絶えず問い合わせ続けることができる教師への成長を促し、そのための自主的学習を支援する。

② 教師が子どもと向き合う時間を増やすための、学ぶ環境の整備

多忙^{たばう}を極める教師の働き方改革^{てっていてき}を徹底的に進める。教師と学校の自由裁りょう⁽¹⁰⁾度を拡大することで、教師が直接子どもと向き合う時間を増やす。個別ニーズに合った学習やプロジェクト学習⁽¹¹⁾を進める上で、ICT環境（機器）を効果的に導入する。

(10) 自由裁量とは、判断の基礎となるさまざまな材料について、他からの指図や拘束を受けず、

自由に選択し考量^{こうりょう}すること。

(11) プロジェクト学習とは、学習者がチームを組み、自分たちで課題を設定し解決していく学習法のこと。



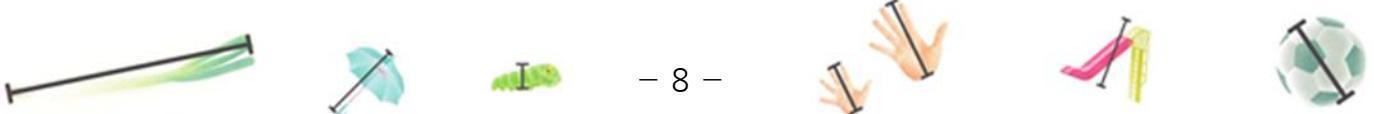
③ 保護者・地域・学校・行政がそれぞれの特性を活かし補完する関係性

保護者は家庭教育において、地域は人と社会の間での学びにおいて、学校は学校教育において、行政は公教育の整備において主体的な役割を担うが、その役割の範囲は明確に区切れるわけではない。それが緩やかにつながりながらお互いの特性を活かし、補完し支え合う関係性を構築する。

④ 保護者・地域・学校・行政の対話と協働の推進

各地の人材・環境・資源・歴史・文化などの特徴を活かした、多様な立場の人が関わることが求められる学びの場は、それぞれの悩みや課題を共有し解決するための話し合いと合意形成の場である。課題解決のためにそれぞれが参画⁽¹²⁾し協働することで、一人ひとりの社会力が高まり、互いの信頼が生まれ、人間関係が醸成され、互恵的で包摂された地域が形成されることを目指す。

(12) 参画とは、事業など物事に計画段階から主体的に加わること。



教育大綱策定までの歩み

本大綱の策定に当たり、多くの関係者、有識者からの御意見、事例紹介などをいただき、総合教育会議の中で議論を重ねました。

■総合教育会議：全 14 回^(※)

(会議構成員：市長、教育長、教育委員)

教育関係者講演会・意見交換：全 4 回

総合教育会議の写真

■関係者との意見交換

・校長会 平成 30 年 12 月

平成 31 年 1 月

・P T A 代表者 令和元年 5 月

・中高生とのタウンミーティング

令和元年 8 月

・パブリックコメントによる

意見募集 令和元年 12 月～

令和 2 年 1 月

意見交換時の写真

視察時の写真

■海外の事例視察（オランダ）

・イエナプラン教育 平成 30 年 10 月

※ 総合教育会議 会議録 URL

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/shisei/oshirase/1004919.html>



「パブリックコメント資料」

「パブリックコメント資料」

世界の
あしたが
見えるまち。
TSUKUBA

発行 つくば市総務部総務課
令和2年(2020年)3月
〒305-8555



茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
TEL 029-883-1111
URL <http://www.city.tsukuba.lg.jp>